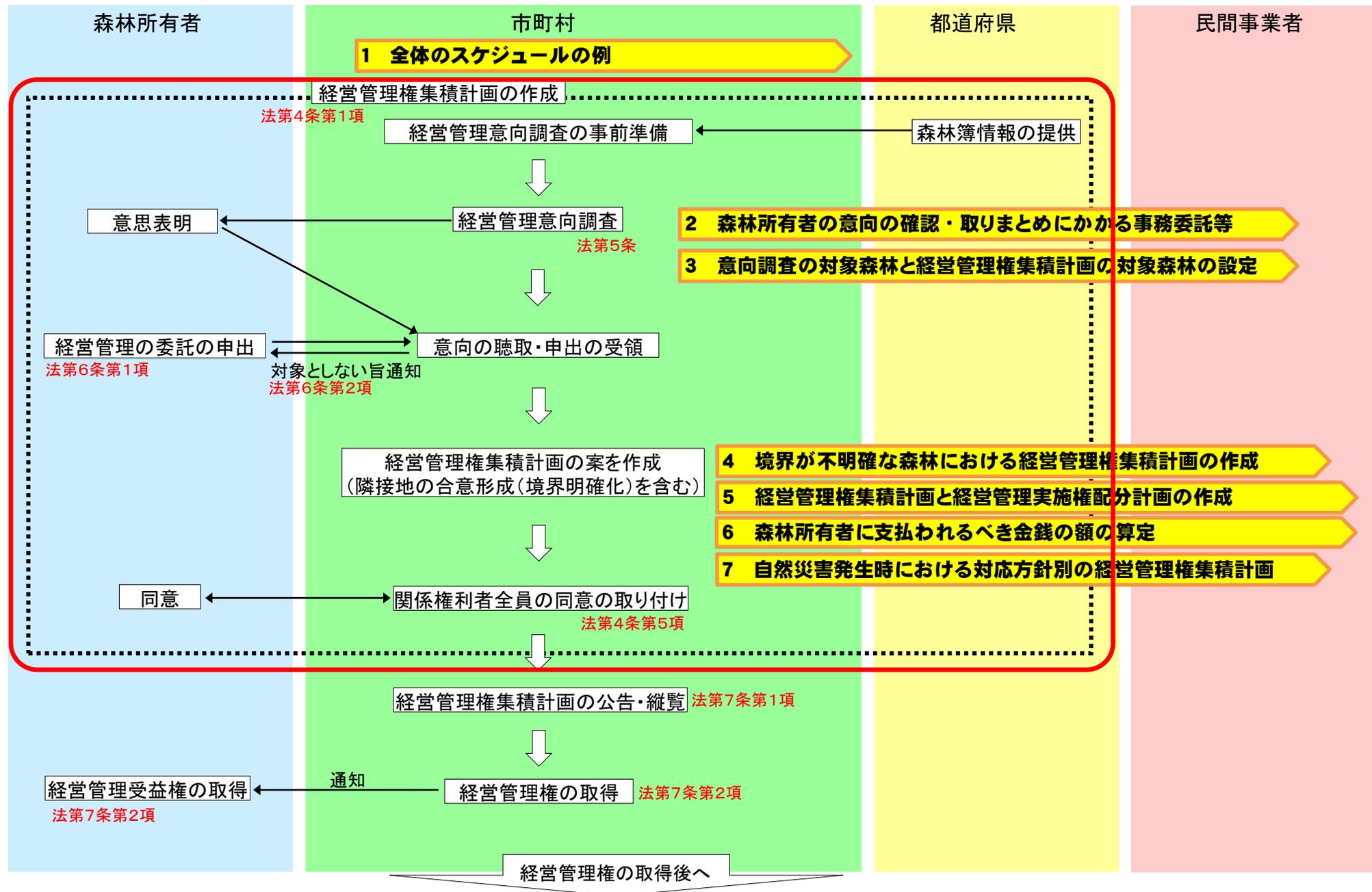


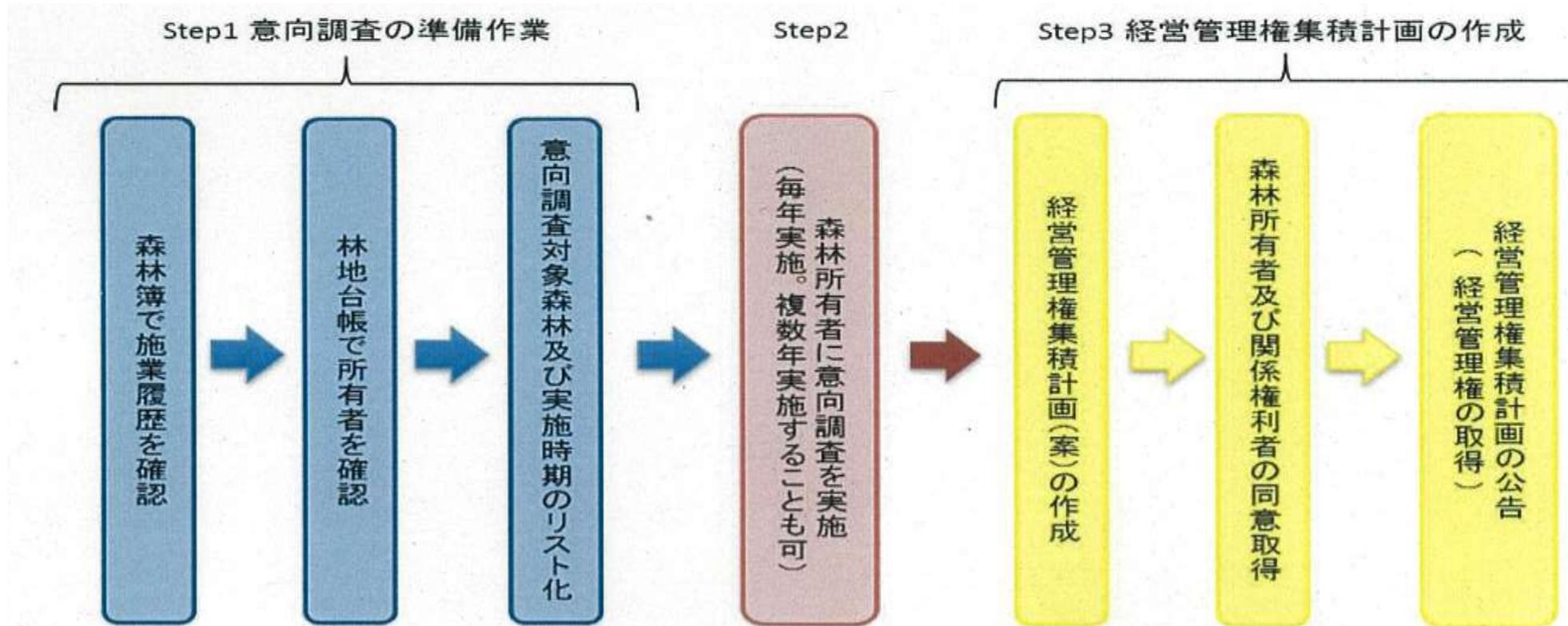
森林經營管理制度

(經營管理權集積計画)

森林経営管理制度にかかると基本的な事務の流れ①（経営管理権の取得まで）



経営管理権集積計画を定めるまでの流れ



森林簿や林地台帳等により、森林の施業履歴や森林所有者等の情報を収集し、意向調査対象森林を整理し、優先順位を決定。

意向調査は、複数年で計画的に実施。実施に当たっては、集落座談会や訪問調査により趣旨・内容を説明

経営管理意向調査において森林所有者が経営管理権集積計画の作成を希望した森林、森林所有者から市町村に経営管理権集積計画の作成申出があった森林について、必要かつ適当と認める場合は経営管理権集積計画を作成

経営管理が行われていないおそれがある森林の 基準の目安（参考） → 集積計画の対象となる森林

地域森林計画の対象森林で、多面的機能発揮のために間伐等の施業が実施されていない森林。

(樹齢等)	(状態)
1 齢級 (1～5年生)	<ul style="list-style-type: none">○ 造林届※に基づいて植栽したにもかかわらず、造林届に記載された植栽本数に比べて残存本数が減り、造林届に記載された植栽本数のおおむね75%以下等、このままでは<u>成林しないおそれがある</u>場合。○ 下刈りが不十分であり、植栽木が<u>下草に被圧</u>されている場合。
2～4 齢級 (6～20年生)	<ul style="list-style-type: none">○ 除伐等が不十分であり、植栽木が<u>植栽木以外の樹木等に被圧</u>されている場合。
5～標準伐期齢 (21年生～)	<ul style="list-style-type: none">○ 間伐が一度も行われていない、または最後に行った間伐から10年以上経過するなど、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法を実施しておらず、<u>林分が過密化</u>している場合。
標準伐期齢以上	<ul style="list-style-type: none">○ 最後に行った間伐から15年以上経過するなど、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業を実施しておらず、<u>林分が過密化</u>している場合。

※：伐採及び伐採後の造林の届出(森林法第10条の8)

経営管理権集積計画を作成しよう ①

事務の手引 2-5

市町村が経営管理権集積計画を定めると判断した森林について、経営管理権集積計画を作成します。

○ 概要

- ・ 経営管理権集積計画は、経営管理権の存続期間や、経営管理の内容等を定めた計画
- ・ 経営管理権集積計画は、森林所有者や関係権利者から同意を得る必要あり
- ・ そのため、経営管理権集積計画を作成する場合には、森林所有者と協議した上で案を作成し、森林所有者や関係権利者から同意を得る

○ 作業フロー図

Step
1

計画の記載事項について協議しよう

森林で行う経営管理の内容等の計画記載事項について森林所有者と協議しよう。その際、隣接地との境界が明確となっているか、関係権利者がいるかを確認しよう。

Step
2

経営管理権集積計画の案を作成しよう

森林所有者と協議した内容で、経営管理権集積計画の案を作成するとともに、委託を受ける箇所を図面を作成しよう。

Step
3

森林所有者等から同意を取得しよう

作成した経営管理権集積計画の案について、森林所有者や関係権利者から同意を得よう。

☆ ポイント

経営管理権集積計画を定める場合には、計画書及び法の概要や計画の内容について、**市町村から説明を向け**
た旨の確認書（別記様式第6号）にも押印をもらいましょう。

経営管理権集積計画を作成しよう ②

事務の手引 2-5-1・2

経営管理の内容等の記載事項は、森林所有者の意向を踏まえ、その案を作ります。

○ 経営管理の内容や期間

- ・ 森林所有者の意向を確認しよう
 - ： 間伐を希望しているのか
 - ： 主伐を希望しているのか 等々
- ・ 市町村森林整備計画を確認しよう
 - ： 標準的な施業の実施時期
 - ： 推進すべき施業の区域
 - ： 造林の対象樹種 等々
- ・ 経営管理の期間は、経営管理を実施し、引き続き森林の機能が確保されるよう配慮し設定します

☆ ポイント

森林所有者に具体的な案がない場合、①経営管理の内容について施業の種類など実施すべき行為のみを記載して、数量等は記載しない。②経営管理の内容の記載は標準的な施業内容にとどめ、経営管理実施権配分計画による旨を記載することなどを検討しましょう

○ 作業フロー図

Step
1

森林所有者の意向を確認しよう

経営管理の内容等の計画記載事項について、まずは森林所有者の意向を確認しよう。

Step
2

市町村森林整備計画を確認しよう

標準的な施業の実施時期などが記載されていますので参考にしましょう。

Step
3

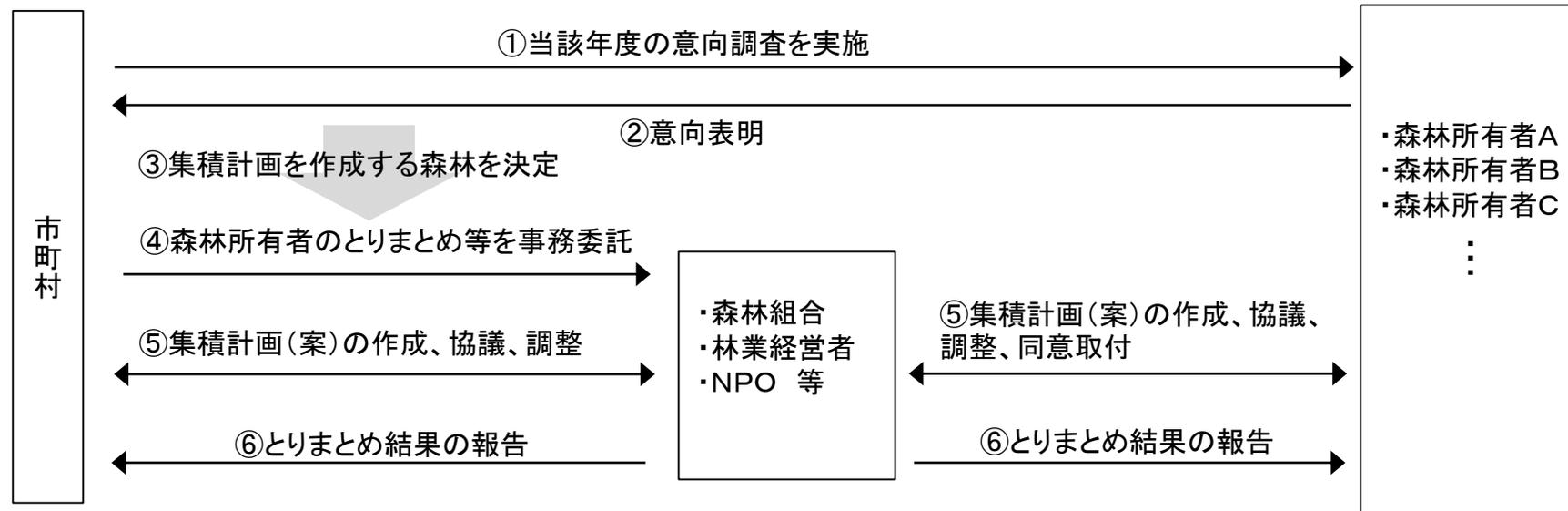
必要な期間を設定しよう

経営管理の内容を踏まえ、必要な期間を設定しましょう。

森林所有者の意向の確認・取りまとめにかかる事務委託等の例

【パターン】

(意向調査は市町村が直接実施し、集積計画(案)の作成等を事務委託)



⑦ 集積計画の公告

※林地台帳への反映等による権利の設定状況の整理をあわせて実施

予算事業化の例1：意向調査のための専門員の配置

◆取組内容

市町村で雇用した専門員が、戸別訪問や座談会の開催等を通じて、意向調査を実施する。

◆必要な経費の例

専門員の雇用にかかる人件費、住居・活動用車両費、活動旅費、備品・消耗品費、通信(郵送)費 等

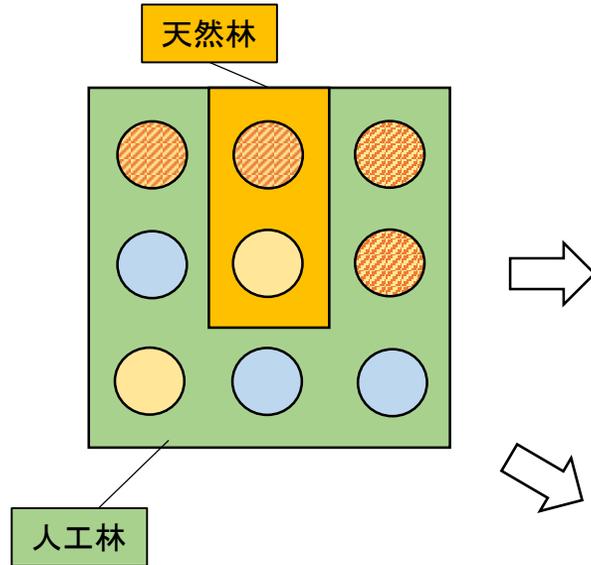
※想定される費用算定方法の例

- ・地域林政アドバイザーの雇用・活動経費(年間500万円/人)の規模を参考に積算する。
- ・各市町村で設定されている嘱託業務の月額報酬の基準に従う。 等

意向調査の対象森林と経営管理権集積計画の対象森林の設定例

意向調査の準備

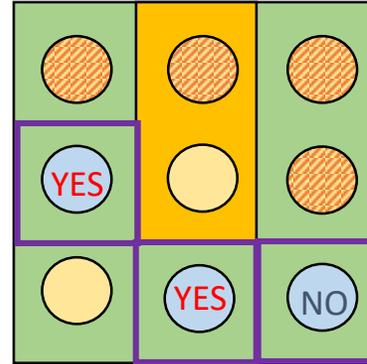
(経営管理されていないおそれがある人工林の抽出)



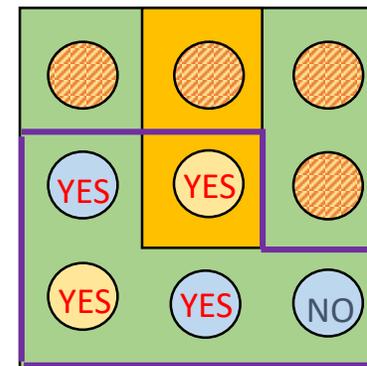
-  経営管理されている(森林経営計画策定済み)
-  経営管理されている(森林経営計画未策定)
-  経営管理されていないおそれがある

意向調査 □

パターン1 経営管理されていないおそれがある人工林のみを意向調査

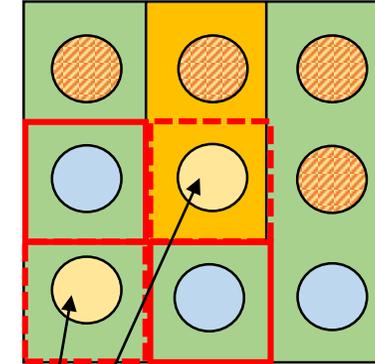


パターン2 経営管理されていないおそれがある人工林と、一体的に整備すべき森林も併せて意向調査



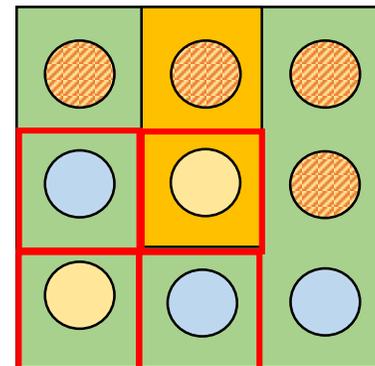
集積計画作成 □

意向が示された森林と一体的に整備すべき森林で計画を作成

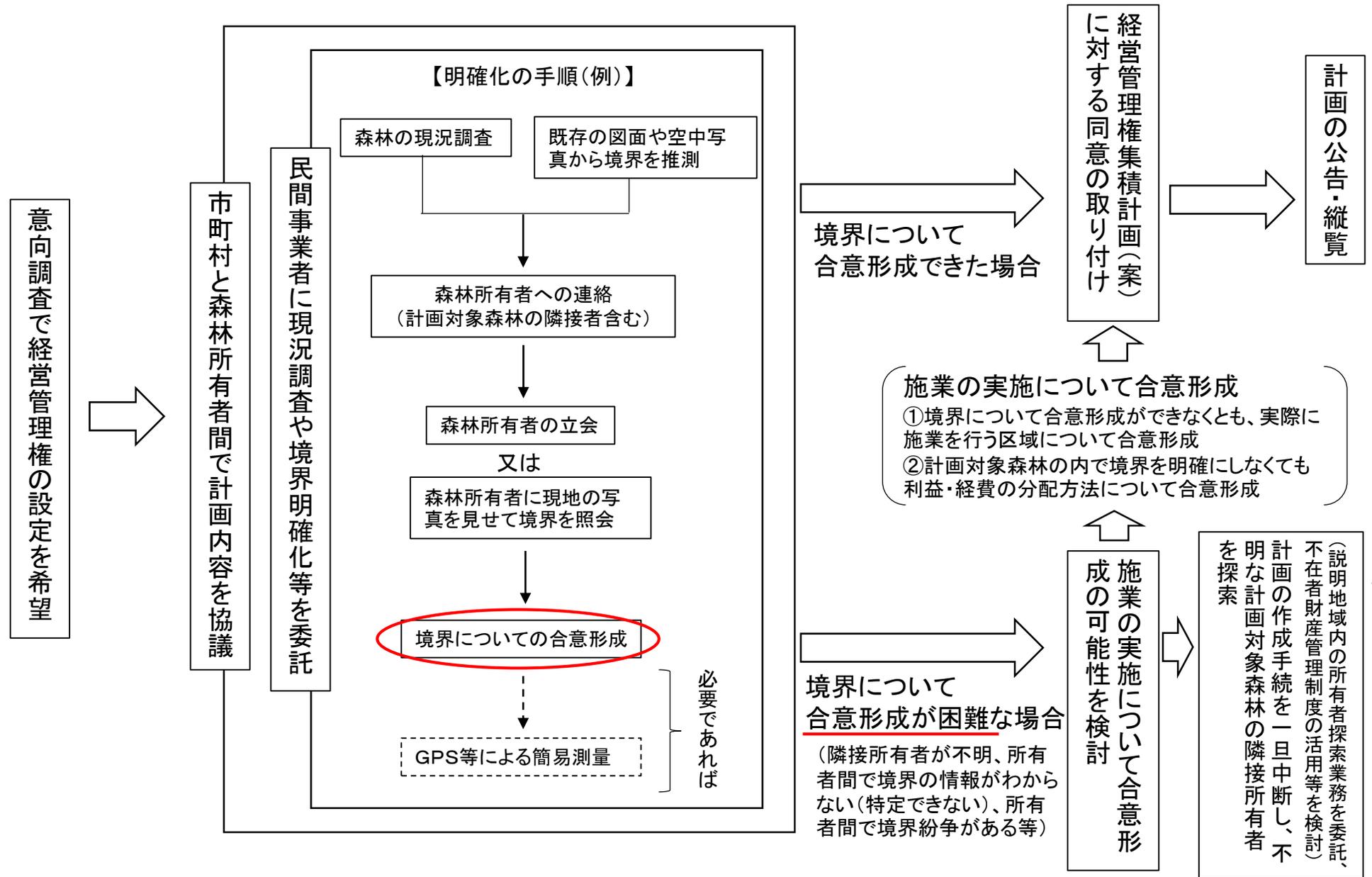


はたらきかけて「申出」してもらう。
(又は別途、意向調査を実施)

意向が示された森林と一体的に整備すべき森林で計画を作成



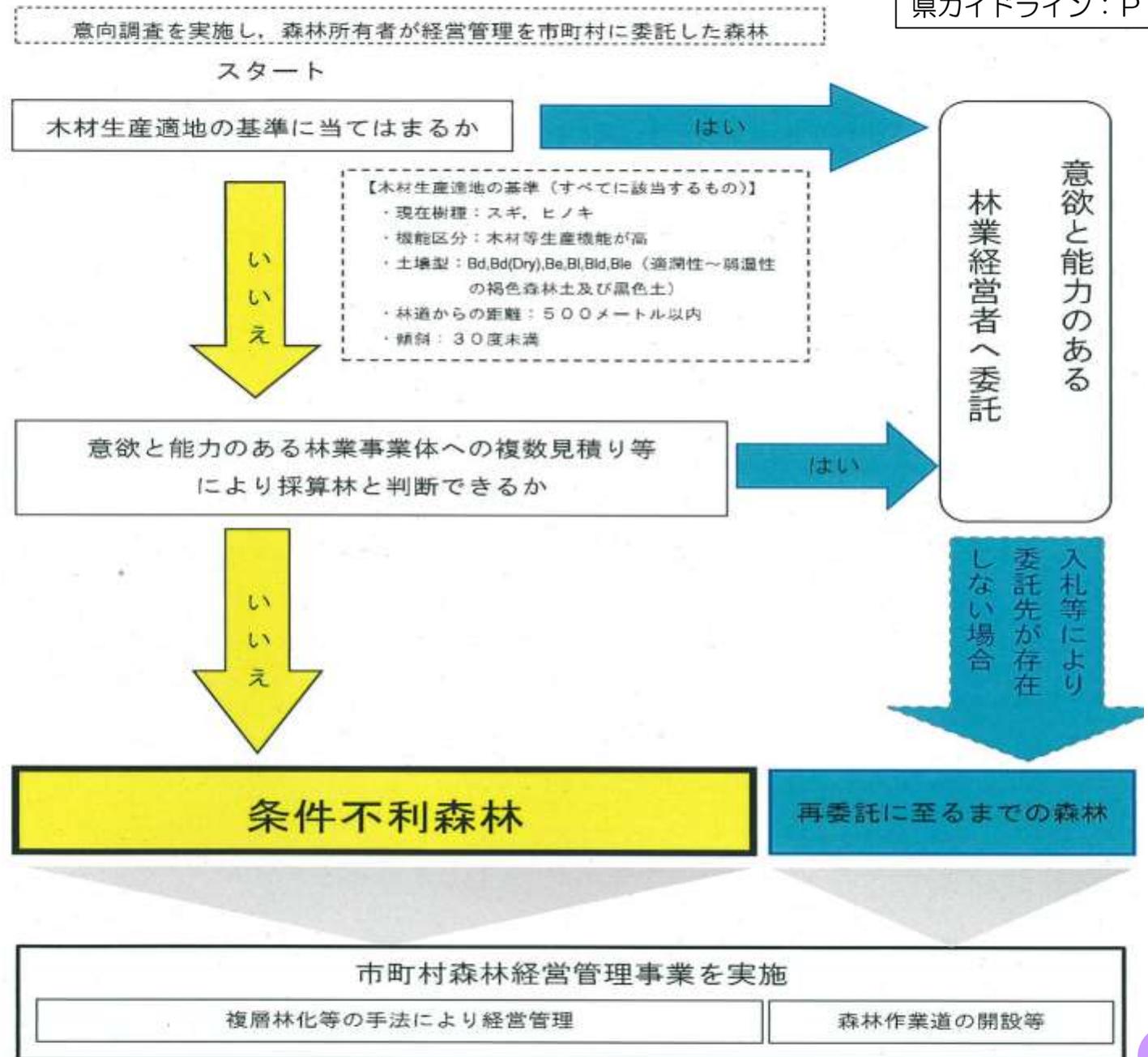
境界が不明確な森林における経営管理権集積計画の作成手順の例



条件不利森林等を判断するための参考フロー

森林環境譲与税を財源として充てる市町村が実施する森林整備等については、「自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林」としており、そのうち市町村に管理を委託された私有林が対象とされています。

そのため、森林環境譲与税を活用した間伐等の森林整備を行うに当たり、対象とする森林が、**自然的条件に照らして林業経営に適さない森林、すなわち「条件不利森林」**に該当するかどうかについて判断する必要があります。



(参考) 経営管理権集積計画のイメージ

事務の手引 (記載例)

経営管理権集積計画のイメージは以下のとおりです。

経営管理権集積計画 (記載例)															
1 個別事項															
整理番号	集○	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) ●●市長 ●●●●			※経営管理の内容に主伐を含める場合は15年を超える期間とする。		(所在地) ●●県●●市●●●●		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称) ●●、▲▲、■					(住所又は所在地) ●●県●●市●●●●、▲▲県▲▲市▲▲		
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)															
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.60	スギ	65	2019.4.1	20年(2039.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
2	同上	123	12	17	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
3	同上	123	12	18	山林		スギ	30	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上		
4	同上	124	12	19	山林	2.55	ヒノキ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
5	同上	124	12	20	山林		スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
6	同上	125	12	21	山林	0.62	スギ	41	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上		
7	●●市▲▲	210	24	1	山林	1.19	スギ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
8	同上	210	24	2	山林		ヒノキ	50	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上		
9	同上	212	24	3	山林	0.97	スギ	25	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上		
10															

林地台帳、森林簿から転記

印 印

森林所有者と協議し決定

経営管理権集積計画の作成について

経営管理権集積計画（記載例）

1 個別事項

整理番号	集○	経営管理権の設定を受ける市町村(△)		(名称) ●●市長 ●●●●		※経営管理の内容に主伐を含める場合は15年を超える期間とする。		(所在地) ●●県●●市●●●					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称) ●●、▲▲、■				(住所又は所在地) ●●県●●市●●●、▲▲県▲▲市▲▲					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	●●市●●	123	12	16	山林		スギ	65	2019.4.1	20年(2039.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
2	同上	123	12	17	山林	1.60	スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上

続き

別添1

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
●●市●●	123	12	16	<p><経営管理実施権が設定される場合 パターン①> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p>	
●●市●●	123	12	17	<p><経営管理実施権が設定される場合 パターン②> ○ 経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地植え後、スギを2,000~3,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設を設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年●回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、漢鮮林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行</p>	

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
①	●●市●●	123	12	16	<p><経営管理実施権が設定される場合 パターン①></p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p>
	●●市●●	123	12	17	<p><経営管理実施権が設定される場合 パターン②></p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。</p> <p>○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギを2,000～3,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設を設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年●回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。</p> <p>○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	●●市●●	124	12	19	<p>※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。例えば、住宅地と隣接している森林であれば、第三者が当該森林に立ち入る可能性が考えられるため、進入禁止の立て看板の設置等の措置を講じる等を記載することが望ましい。</p>
	●●市●●	124	12	20	<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	●●市▲▲	210	24	1	<p>※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。例えば、住宅地と隣接している森林であれば、第三者が当該森林に立ち入る可能性が考えられるため、進入禁止の立て看板の設置等の措置を講じる等を記載することが望ましい。</p>
②	所在	地番	林班	小班	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を2回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	●●市●●	123	12	18	
	●●市●●	125	12	21	<p>※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。例えば、住宅地と隣接している森林であれば、第三者が当該森林に立ち入る可能性が考えられるため、進入禁止の立て看板の設置等の措置を講じる等を記載することが望ましい。</p>
	●●市▲▲	210	24	2	
●●市▲▲	212	24	3		

別添2 木材の販売による伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合の金額（D）の算定方法

（①甲に対して経営管理実施権配分計画の公告時に利益を支払う場合の例）

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○ 乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 <p>（2. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 <p>（3. 留意事項）</p>
●●市●●	123	12	16	
●●市●●	123	12	17	
●●市●●				

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

（①甲に対して経営管理実施権配分計画の公告時に利益を支払う場合の例）

（経営管理実施権が設定されない場合）

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
（支払先） 甲の指定する口座

(参考) 計画内容について

経営管理権集積計画の内容については、森林所有者の意向を踏まえ作成します。

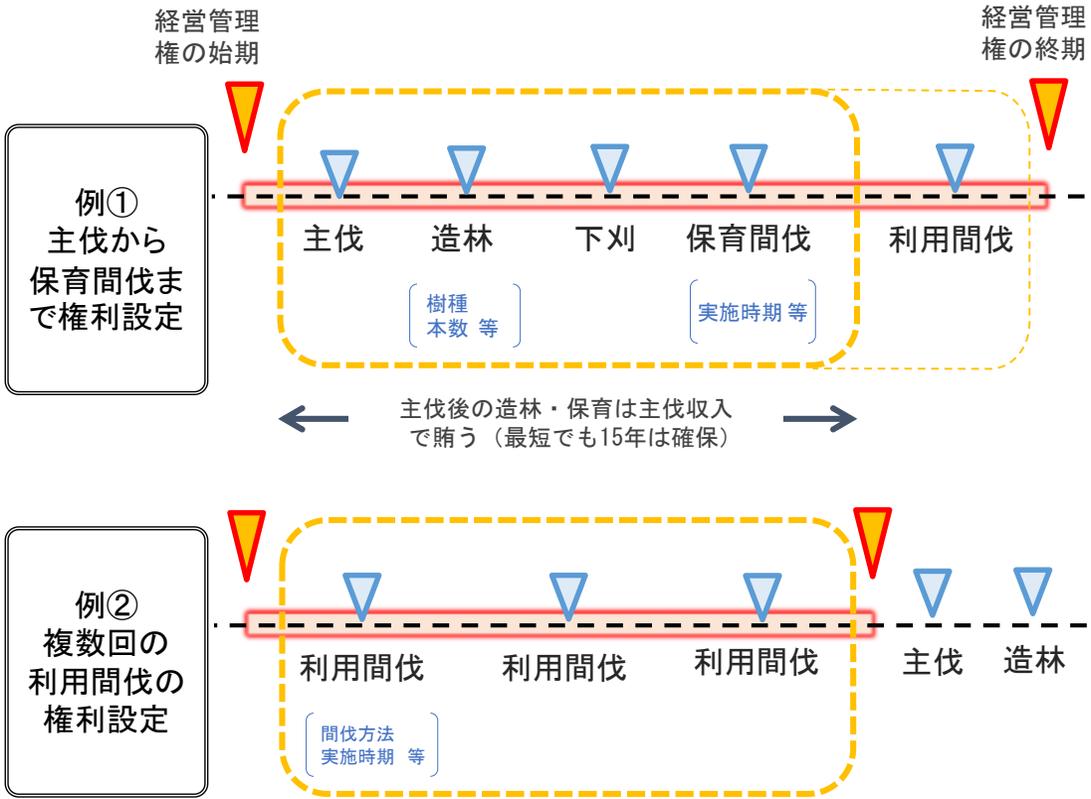
○ 経営管理の例

存続期間の考え方

- 存続期間の上限下限はない。(経営管理権設定の特例の場合は上限50年)
- ただし「経営管理の内容」に主伐を含む場合、再造林後の森林の成林に一定の用途がつくよう、存続期間は15年以上に定めることが望ましい。

経営管理の内容

- 具体的な施業内容を記載。
- 主伐を含む場合は、天然更新ではなく、植栽によって造林を行うことが確保されるよう、その旨記載。



森林所有者の意向等に応じ判断

☆ **ポイント**
経営管理実施権配分計画の策定が見込まれる森林においては、林業経営者が経営管理を行う場合と、市町村が経営管理を行う場合の両方の内容を記載しておくことが必要となります。

(参考) 金銭の額の算定方法の例について

森林所有者等に支払う金銭の額については、その算定方法を記載します

○算定方法の記載例

記載事項	「森林所有者に支払われるべき金銭の算定方法」の記載例
ア 経営管理実施権に基づき林業経営者が伐採等を行う場合の算定方法	<p>木材の販売収益から伐採等に要する経費を差し引くこととする。</p> <p>「木材の販売収益」は、林業経営者が経営管理実施権配分計画作成時に提出する見積額を元に市町村が算定した額又は実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>「伐採等に要する経費」は、</p> <p>① 間伐、造林及び保育に係る経費については、都道府県が決定している森林整備事業に係る標準単価を基に林業経営者が経営管理実施権配分計画作成時に提出した見積額</p> <p>② 主伐に係る経費については、林業経営者が経営管理実施権配分計画作成時に提出した見積額とする。</p>
イ 経営管理権に基づき市町村が市町村森林経営管理事業を行う場合の算定方法	<p>間伐に要する経費は、市町村が負担し、木材の販売収益が得られた場合には、本経費に充当する。なお、森林環境譲与税（仮称）等を活用して全額公費負担で間伐を実施する場合には森林所有者に利益を還元しない。</p>

○記載例アの算定方法イメージ

(間伐の場合)

		算定例	配分先
A 木材販売による収益	伐採等に要する経費	都道府県が定める森林整備事業標準単価を基にした見積額 (林業経営者の利益を含む)	林業経営者へ
	C 森林所有者に支払われるべき金銭の額	AからBを差し引いた額	森林所有者へ

(主伐の場合)

		算定例	配分先
A 木材販売による収益	B 伐採等に要する経費	B-1 立木の伐採及び木材販売に係る経費 林業経営者から提示される見積額 林業経営者の利益を含む	林業経営者へ
		B-2 伐採後の造林及び保育に係る経費 都道府県が定める森林整備事業標準単価を基にした見積額	
	C 森林所有者に支払われるべき金銭の額	AからBの合計を差し引いた額	森林所有者へ

主伐を行う場合、伐採後の植栽等に要する額を留保し、再造林等を確実に実施